

(仮称)障がい者ケアセンター建設工事
設計業務委託仕様書

令和6年1月
海老名市

目 次

第1章	総則	3
1	事業の目的	3
2	本事業のスケジュール	3
第2章	本事業における対象施設	3
1	敷地状況、周辺環境	3
(1)	敷地概要	3
(2)	都市計画等	4
(3)	インフラ設備等	4
2	移転対象施設等概要	5
(1)	移転対象施設 施設規模等	5
3	整備対象施設等概要	5
(1)	施設規模等	5
(2)	施設利用者等	5
(3)	外部空間等	5
4	予定総工事費	6
第3章	施設要求水準	7
1	設計における留意事項	7
2	基本設計方針	7
(1)	基本方針	7
(2)	外部環境への配慮	7
(3)	施設利用者への配慮	7
(4)	安全な施工への配慮	7
(5)	保全・修繕及び経済設計への配慮	7
3	施設全般	8
(1)	意匠・外部仕上	8
(2)	配置計画	8
(3)	平面計画	9
(4)	構造計画	9
(5)	設備計画	9
(6)	電気設備	9
(7)	空調設備	10
(8)	衛生設備	10
(9)	昇降機設備	10
(10)	再生可能エネルギー利用設備	10
(11)	防災設備	11

(12) 室・空間要求水準.....	11
4 備品の検討業務.....	21
第4章 設計業務要求水準.....	22
1 設計業務の内容.....	22
2 国庫補助の活用.....	22
3 業務の内容.....	22

第1章 総則

1 事業の目的

本事業は、海老名市わかば会館において提供する障害福祉サービス（生活介護）において、定員超過や利用制限等の課題解決を図るとともに、将来的な需要予測に基づく障がい者の増加に対応するため、現行の施設の一部機能（生活介護事業、貸館事業等）を移転し、新たに障がい福祉施設を建設するための基本設計及び詳細設計並びにその他の業務を行うことを目的とする。

※ 生活介護事業…常に介護を必要とする人（主に18歳以上の障がい者）に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

2 本事業のスケジュール

令和6年	3月末	受注契約
令和6年	12月	委託期限末
令和7年	1月	工事発注手続き開始
令和7年	3月末	工事契約・工事着手
令和8年	5月末	工事完成
令和8年	6月	移転準備
令和8年	8月	開所予定

第2章 本事業における対象施設

1 敷地状況、周辺環境

(1) 敷地概要

所在地 … 市所有部…海老名市社家二丁目 3449 番地ほか2筆
借地部 …海老名市社家二丁目 3431 番地
※ 別紙1「案内図」、別紙2「配置図」参照

項目	内容
敷地面積	市所有地 1,904.05 m ² 借地 284 m ² ・ 借地部分の確定測量を令和6年3月に実施予定

	<ul style="list-style-type: none"> 敷地を含めた周囲の構造物等の位置等、用地の現地測量等を行っていないため、受注者にて建設工事に必要となる測量を行うこと
接道状況	海老名市道 50 号線
障害物	地上 有 家屋、立木 地中 有 旧建築物の地中構造体、給排水管等の埋設物の位置不明 <ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年中に家屋（基礎含む）及び立木の撤去予定
敷地内高低差	<ul style="list-style-type: none"> 概ね平坦であるが、北東側になだらかに傾斜し下がっている 高低を示す測量資料はない 本委託内で設計業務に必要な高低測量を行うこと
埋蔵文化財包蔵地	外
地質調査資料	令和 6 年 4 月～6 月に別途地質調査委託発注予定調査位置について、本受注者にて決定すること

(2) 都市計画等

項 目	内 容
都市計画区域	都市計画区域内 市街化区域
用途地域	第一種住居地域
防火指定	準防火地域
その他の区域	建築基準法第 22 条区域
建ぺい率・容積率	60/200
ハザードマップ	海老名市洪水ハザードマップ（相模川版） 浸水予想区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

(3) インフラ設備等

対象地周囲のインフラ設備の整備状況は別紙 3「インフラ配置図」による。詳細は下記関係機関に確認すること。

- ・ 電 力：東京電力
- ・ 上 水：神奈川県
- ・ 下 水：海老名市まちづくり部下水道課
- ・ ガ ス：都市ガス

2 移転対象施設等概要

(1) 施設規模等

- ・ 施設名称：海老名市立わかば会館（わかばケアセンター）
- ・ 所在地：海老名市中新田 383 番地の 1
- ・ 構造：鉄筋コンクリート造
- ・ 階数：地上 3 階建て（移転対象の機能は施設内の 1、2 階の部分）
- ・ 延べ面積：3,225.23 m²
- ・ 竣工年月：平成 3 年 3 月
 - 既存施設については、別紙 4「既存施設平面図」による

3 整備対象施設等概要

(1) 施設規模等

- ・ 構造：木造（必要に応じて一部 RC 造・S 造可）
 - ※ P. 9 中の「(4) 構造計画」参照
- ・ 階数：地上 2 階建て
- ・ 延べ面積：2000 m²程度
 - 合理的な室配置による共用部面積の縮減を行い、延べ面積の縮減提案を行うこと。建築コスト及びライフサイクルコストの縮減につながる提案を積極的に行うこと。
- ・ 耐震安全性の分類構造体 II 類、建築非構造部材 B 類、建築設備 乙 類

(2) 施設利用者等

- ・ 利用者：生活介護事業における定員数 50 人
- ・ 職員：50 人以上
 - その他：施設内に、今後設立を予定している福祉法人や基幹相談支援センターの設置を行う場合がある。

(3) 外部空間等

- ・ 必要駐車台数：20 台以上（車いす駐車区画 3 台以上）
- ・ 送迎用駐車台数：ワゴン型送迎車両及び軽自動車 計 6 台以上
 - 主に 8 時～10 時、15 時～16 時の間に平均 6 台／日以上を想定
- ・ 職員用駐車台数：0 台
- ・ その他、塵芥収集車、食材搬入車、物品搬入車の出入りがある
- ・ 駐輪台数：10 台以上

- ・ 駐輪台数：10 台以上

4 予定総工事費

予定総工事費 12 億円（税込）

- ※1 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、外構工事を含んだ総工事金額であり、工事費以外で生じる費用（ガス管敷設工事、高圧線、水道引込手数料等）は含まれていない。）
- ※2 工事は、各工事で分離発注予定である。
- ※3 木造2階建て 延べ面積 2,000 m²程度で、新営予算単価、刊行物、市発注工事実績等より概算工事費を算定したものである。

第3章 施設要求水準

1 設計における留意事項

本仕様書に記載の内容について、市担当者や施設管理者等にヒアリングを行い、情報を整理し、設計上困難な事項等の有無や施設がよりよくなる提案を積極的に行うこと。また、基本設計書をまとめる前に市担当者と協議し、本仕様書からの変更点を資料にまとめ報告すること。

2 基本設計方針

(1) 基本方針

公共建築の性格を理解し、品位ある機能的な施設とする。また、長期的な視野のもと、施設の性格や地域性に応じた多様性、柔軟性の高いものであるとともに、良好で健全な環境の形成や文化の創造に寄与するものとする。

(2) 外部環境への配慮

施設の目的、用途、規模及び立地条件等を十分把握し、その趣旨に沿った計画とするとともに、利用者の利便性を考慮した外部空間の創造及び維持管理の容易さ、使いやすさに配慮する。

(3) 施設利用者への配慮

施設利用者や利用者家族等に対する利便性、安全性及び防犯対策等を確保するのみならず、施設管理者等における施設管理の容易性等に配慮した計画に努める。

また、施設特性に合わせ、バリアフリーに特に配慮した計画とすること。

(4) 安全な施工への配慮

施工の際の安全性に配慮した計画とする。

(5) 保全・修繕及び経済設計への配慮

施設機能を確保するため、点検、清掃、保守、修繕及び改修等の利便性に配慮した計画とする。また、改修等を行う際には施設を利用しながら工事を行えるような計画とする。

なお、建築物に係るエネルギー使用の合理化を図るとともに、ライフサイクルコストに対しても配慮する。

3 施設全般

(1) 意匠・外部仕上

- ・ 建物は、周辺地域環境及び施設の目的を考慮したふさわしいものとする。
- ・ 建物は、施設利用者や利用者家族等及び地域住民にとって親しみがもてるものとし、仕上材の木質化を積極的かつ効果的に適用すること。
- ・ 材料は経年変化が少なく、耐久性・耐候性が高いものとする。
- ・ 建物本体の形状に防水等納まりを考慮し過度な凸凹のない形状とする。
- ・ 防水は完全を期すること。

(2) 配置計画

- ・ 南側からの車両及び歩行者の出入りを基本とする。また、車両出入の際の視認性を確保する。
- ・ 出入口には、門扉を設置すること。
- ・ 施設に必要な駐車台数、駐輪台数を備えた駐車場を設けること。
- ・ 借地部分には原則として駐車場用地として活用することとし、敷地境界にはフェンス等を設置すること。
- ・ 送迎車両の乗降場及び建物出入口に至る経路は、雨に濡れない計画とすること。また、車寄せは、最低限度リフト付きワゴン車2台分のスペースを確保すること。
- ・ 塵芥収集車の収集に支障のない位置にゴミ置き場を設けること。
- ・ 食材等の搬入に支障のない位置に厨房の搬入口を設けること。
- ・ 必要な緑地面積を有する緑地を設け、四季を感じられ、維持管理しやすい樹種を選定すること。
- ・ 施設利用者に対する安全性、防犯対策等、施設管理、採光等に配慮した配置計画とすること。
- ・ 建物の配置、地盤高さ、床高さ等は、基本調査の結果に基づき、近隣の日照、眺望、公害面に配慮して決めること。
- ・ 敷地の排水、擁壁等は、災害に対し十分に安全な計画とすること。
- ・ 施設の将来を考慮し、土地の高度利用を図ること。
- ・ 施設内は室内履きでの移動を基本とする計画とすること。

(3) 平面計画

- ・ 生活介護事業の中で重度自閉症者の受け入れを想定するため、他の利用者等と可能な限り動線が交差しないよう配慮すること。(出入口を別に設けることも可能とする)
- ・ 施設利用者の安全性・防犯対策に配慮した平面計画とすること。
- ・ 施設利用者の特性に合わせ、避難が容易な計画とすること。
- ・ 施設の目的、機能等を考慮するとともに、施設の改修等の計画についても配慮すること。
- ・ 廊下は3.0m以上の幅員を確保する計画とすること。

(4) 構造計画

- ・ 構造計画は木造を前提とし、エレベータや非常用発電機等の設置に際し、荷重等により設置が困難な場合、一部にRC造やS造を認めるものとする。
- ・ 構造計画は、原則としてシンプルな形態をとり、安全性を十分に考慮すること。
- ・ 耐震安全性の分類構造体 II 類、建築非構造部材 B 類、建築設備 乙 類

(5) 設備計画

- ・ 計画の作成に先立ち、敷地状況並びに給水、排水、ガス、電気、電話等の供給能力等の調査を行うこと。
- ・ 環境に配慮した設備及び省エネ対策・ライフサイクルコストを考慮した計画とすること。
- ・ 導入する熱源設備及び機器等は本事業の事業者の提案とする。
- ・ 再生可能エネルギーの導入について、積極的に提案し、コスト、環境負荷低減等の観点から比較検討し計画すること。
- ・ 建物の用途、目的、方位等にふさわしい方式、系統とすること。
- ・ 騒音、振動、廃液、ばい煙、粉塵、ガス臭気等の公害対策を考慮すること。
- ・ 配管スペース、床下配管ピットは、日常点検可能な点検口を設け、修理、更新等が円滑に行えるようにすること。

(6) 電気設備

- ・ 受変電設備は、経済的で信頼性に富むものとし、保安が容易で安全なものとする。

- ・ 屋内配線は、施設条件、経済性、安全性及び施工性等を総合的に検討すること。
- ・ 屋外配線は、原則として地中埋設とする。
- ・ 諸室の特性を把握し、各室に必要な照明設備、電源設備、通信・情報設備、情報表示設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、機械警備設備を設けること。
- ・ 外構の照明計画は、地域住民に安全・安心を与えるものとし、建物意匠に沿った計画とすること。
- ・ 施設管理者が利用可能な集中管理パネルを設置し、電気・防災設備一括管理を行うことができるシステム提案を行うこと。
- ・ 全館で無線 wi-fi が利用可能なようにシステム提案を行うこと。

(7) 空調設備

- ・ 法規に定める条項を遵守し、衛生的環境条件の確立及び防災、安全装置の整備に努める。
- ・ 屋内環境条件は、施設の種類、各室等の使用目的並びに条件などを十分検討して決定する。
- ・ 空調設備は、経済性、保守管理、耐久性及び施工性等を考慮し、バランスのとれたものとする。

(8) 衛生設備

- ・ 給水及び給湯に関する設備は、衛生的な水・湯を十分に、かつ、汚染されることがなく供給する。
- ・ 排水及び通気系統に関する設備は、人体に害を及ぼすことなく、確実かつ衛生的に排除する。

(9) 昇降機設備

- ・ 施設特性に合わせたバリアフリー仕様、積載量、かごの大きさ、定格速度、管制運転方式等とすること。
- ・ 平面計画に合わせ、施設利用者動線と職員動線を分離して昇降機の配置を検討すること。

(10) 再生可能エネルギー利用設備

- ・ 太陽光等の再生可能エネルギーの利用設備を検討する。
- ・ 利用設備の種類、規模、得られた電力等の活用方法は本事業の事業者の提案による。

- ・ 利用設備の設置は、屋上防水など将来の施設改修にも配慮した計画とする。

(11) 防災設備

- ・ 所在地は家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）や内水浸水想定区域の区域内であることを前提とし、建築基準法、消防法、災害対策基本法等を十分に理解のうえ、法規制等は最低限の定めであることを認識し、利用者特性に応じて、災害想定別に適切な対策が講じられるよう、必要な設備の配置や、適切な避難経路等の確保が計画されていること。
- ・ 地震災害の際に一時的（概ね3日間以上）滞留できるよう適切な設備等を提案すること。
- ・ 停電時に3日間以上の建物維持が可能な非常用発電設備を設けること
- ・ 非常用発電設備、受変電設備等の建物維持に必要な設備は、建物屋上又は架台等を設け、浸水時に速やかな機能復旧できる配置とすること。
- ・ マンホールトイレを1基以上設けること。
- ・ 将来的に福祉避難所として指定することを踏まえ、必要な設備等を備える計画とすること。
- ・ 非常時に施設利用者等100人分の水（3日間分）、食料、毛布、簡易トイレ等の備蓄が可能な倉庫等を設けること。

(12) 室・空間要求水準

(i) 全般事項

- ・ 各部屋の用途、機能に応じ、耐久性、メンテナンスの容易さに配慮すること。
- ・ 各部屋の用途、機能に応じ、断熱、吸音材等の採用を十分検討すること。
- ・ 各部屋の用途、機能に応じ、利用者に配慮したユニバーサルデザインとすること。
- ・ 仕上材の選定に当たっては、シックハウス対策を配慮し、耐久性があり、メンテナンスのしやすい材料を選定すること。
- ・ 仕上材は木質化を前提とし、温かみのある意匠に配慮すること。なお、採用にあたっては、コストを考慮し、部分的な設置でも効果的に機能するかを併せて検討すること。
- ・ 各室の仕様は「ii」室別整備水準」によるが、必要な室を確定するものではないため、その他障がい者福祉施設に必要と思われる室を市担当者とはヒアリングのうえ、決定し配置すること。

- また、室面積はあくまでも目安であり、利用者に不自由ない空間を確保できる室面積とし、収納スペースの合理化等、室面積の縮減が図られるかどうか積極的に提案すること。

(ii) 室別整備水準

No.	室名	第1 ケアルーム (重度心身障がい者活動室)	
1	室面積	約 150 m ² 以上	利用用途
		※既存 120 m ²	重度心身障がい者がレクリエーションや食事等日常的な介護を受ける場所
	利用予定人数	・利用者 20 人 (車いす有) ・職員 11 人	利用時間 9 : 00 ~ 16 : 30
			主な備品
			トイレ 2 基、ミニキッチン、テレビ、洗面台 2 台、手すり、リフター、利用者用ロッカー (施錠なし) 職員用机及び棚 1 人以上
	配慮すべき事項		
	<p>動 線：外部 (バルコニー可) への出入りが直接可能なもの 事務室との距離は近いことが望ましい 特殊浴場との距離は近いことが望ましい</p> <p>音環境：配慮必要</p> <p>熱環境：配慮必要</p> <p>その他：食事を温めることができるミニキッチンを設けること。 車いすの利用者が利用できる洗面台を設けること。 車いすの利用者が利用できるトイレを設けること。 居室全体の移動が可能な介護用リフターを設けること。(架台は壁面に埋め込むなど意匠に配慮すること) 居室内は床暖房を備えること。</p>		

No. 2	室名 第2ケアルーム (重度自閉者用活動室)	
	室面積	利用用途
	約 90 m ² 以上 グループ室 80 m ² 、 クールダウン室 2 m ² ×5 室 ※既存 67.0 m ²	重度自閉症障がい者がレクリエーションや食事等 日常的な介護を受ける場所 利用時間 9:00～16:30
	利用予定人数	主な備品
	・利用者 10 人 (車いす有) ・職員 6 人	トイレ 2 基、職員用机及び棚
	配慮すべき事項	
	<p>動 線：トイレは室内に設けること。 他の利用者等と動線が交差しないよう配置すること。その際に出入口を別に設けても構わない。(送迎車両の寄り付きを備えること) シャワー室との距離は近いほうが望ましい</p> <p>音環境：配慮必要</p> <p>熱環境：配慮必要</p> <p>その他：利用者による自傷行為に配慮した仕上材とすること。 極力、第三者との接触を避けられる配置とし、目線等にも配慮する。 クールダウン室は間仕切られた空間とし、それぞれに開き扉 (鍵なし) を備えること。 車いすで利用できるトイレを備えること。 居室内は床暖房を備えること。</p>	
No. 3	室名 第3ケアルーム (活動室)	
	室面積	利用用途
	約 100 m ² 以上 ※既存 103.2 m ²	障がい者がレクリエーションや食事をとる場所 利用時間 9:00～16:30
	利用予定人数	主な備品
	・利用者 20 人 (車いす有) ・職員 15 人	ミニキッチン、洗面台 2 台、テレビ、手すり、トレイ 2 基、職員用机及び棚
	配慮すべき事項	
	<p>動 線：外部 (バルコニー可) への出入りが直接可能なもの トイレ、事務室との距離は近いことが望ましい</p> <p>音環境：配慮必要</p> <p>熱環境：配慮必要</p> <p>その他：食事を温めることができるミニキッチンを設けること。 車いすで利用できる洗面台 2 台を設けること。 車いすで利用できるトイレを 2 基設けること。 居室内は床暖房を備えること。</p>	

No. 4	室名 リハビリテーションルーム	
	室面積	利用用途
	約 110 m ²	障がい者がリハビリテーションを行う室
	※既存 103.2 m ²	利用時間 9:00～16:30
	利用予定人数	主な備品
	・利用者2人（車いす有） ・職員2人	歩行器具、その他リハビリテーションに必要な器具、手すり、手洗い
	配慮すべき事項	
<p>動 線：外部（バルコニー可）への出入りが直接可能なもの トイレ、事務室との距離は近いことが望ましい</p> <p>音環境：配慮必要</p> <p>熱環境：配慮必要</p> <p>その他：車いすで利用できる手洗いを備えること。 居室内は床暖房を備えること。</p>		
No. 5	室名 スヌーズレンルーム	
	室面積	利用用途
	約 30 m ²	障がい者がリラックスする場所
	※既存 16.0 m ²	利用時間 9:00～16:30
	利用予定人数	主な備品
	・利用者2人（車いす有） ・職員2人	サイドグロー、ルミスタージャンボ、蛍光マット、バブルユニット、ウォーターベッド等、リフター
	配慮すべき事項	
<p>動 線：第1～3ケアルームとの距離は近いことが望ましい</p> <p>音環境：配慮必要</p> <p>熱環境：配慮必要</p> <p>その他：車いすで利用することを前提とし、各備品類の配置を検討すること。 「主な備品」欄の各備品は一例であり、利用者特性に合わせて必要な備品類について提案すること。 居室内を移動できるリフターを備えること。（架台等は壁面に埋め込むなど、意匠に配慮すること） 居室内は床暖房を備えること。</p>		

No. 6	室名 会館事務室・更衣室	
	室面積	利用用途
	約 80 m ² 事務室 60 m ² 更衣室 20 m ²	施設利用事務 窓口及び電話、インターネットでの受付事務 施設内の集中管理
	※既存 63.6 m ²	利用時間 9:00～16:30
	利用予定人数	主な備品
	・職員 48 人 (男 25 人女 23 人)	デスク 13 台、コピー機、防犯カメラモニター 更衣ロッカー男 30 台女 30 台 応接チェア・デスク
	配慮すべき事項	
<p>動 線：出入口との距離が近いことが望ましい。 更衣室と事務室は別の出入口とすること。</p> <p>その他：中央監視盤は事務室内に設けること。 OA フロアとすること。 書類の保管等について、合理的な方法を検討すること。</p>		
No. 7	室名 厨房	
	室面積	利用用途
	施設運営に必要な面積	利用者の特性に合わせて、調理のうえ提供する。 一日最大 70 食分以上の提供が可能なこと。
	※既存 47.9 m ²	利用時間 9:00～16:30
	利用予定人数	主な備品
	・職員 3 人	調理に必要な付帯設備、温冷配膳車 調理師用の控室、トイレ
	配慮すべき事項	
<p>動 線：外部（資材搬入、ゴミ出し）への出入りが直接可能なもの</p> <p>音環境：配慮必要</p> <p>熱環境：配慮必要</p> <p>その他：利用者の特性に合わせてソフト食が提供できる設備等を備えること。 冷凍食品の提供を行う場合も考慮し、冷凍庫は必要数以上の容量を確保すること。 調理師用控室はテレビ、インターネットの配線等を備えること。</p>		

No. 8	室名 食堂兼休憩所	
	室面積	利用用途
	施設運営に必要な面積	利用者等の特性に応じて食事の提供を受ける場所。
	※既存 50 m ²	利用時間 9 : 00～16 : 30
	利用予定人数	主な備品
	・利用者 10 人（車いす有） ・職員 5 人	机、いす 10 人分 手すり、手洗い
	配慮すべき事項	
<p>動 線：厨房に隣接していること トイレ、事務室との距離は近いことが望ましい</p> <p>音環境：配慮必要</p> <p>熱環境：配慮必要</p> <p>その他：車いすで利用が可能な手洗いを備えること。</p>		
No. 9	室名 脱衣室・一般浴室	
	室面積	利用用途
	約 40 m ² 脱衣室 15.0 m ² 一般浴室 25.0 m ²	障がい者が立位又は座位により入浴する。 脱衣及び入浴は職員が介護する。
	※既存 34.1 m ²	利用時間 9 : 00～16 : 30
	利用予定人数	主な備品
	・利用者 3 人（車いす有） ・職員 2 人	鏡、手洗い、リフト付き浴槽（階段有）、 手すり
	配慮すべき事項	
<p>動 線：第 1～3 ケアルームとの距離は近いことが望ましい</p> <p>その他：車いすの利用者が入浴することを前提とし、浴槽にはリフトを設置する。 立位により入浴が可能な人に対応し、浴槽への階段を設置する。（勾配については、上り下りが容易な角度を計画する）</p> <p>脱衣所には、手洗い、少量の物品が置ける棚を配置すること。</p>		

No.	室名 特浴室	
10.	室面積	利用用途
	約 65.0 m ² 特殊浴場 50.0 m ² 脱衣所 15.0 m ²	重度心身障がい者等がストレッチャー又は座位により入浴する。 脱衣及び入浴は職員が介護する。
	※既存 23.7 m ²	利用時間 9:00～16:30
	利用予定人数	主な備品
	・利用者 2 人（車いす有） ・職員 4 人	機械浴槽（ストレッチャー型特殊浴用及び車椅子式入浴装置）、トイレ、暖房設備、カーテンレール、手洗い
	配慮すべき事項	
	<p>動 線：第 1～3 ケアルームとの距離に近いことが望ましい。</p> <p>音環境：配慮必要</p> <p>熱環境：配慮必要</p> <p>その他：機械浴槽はストレッチャー式、車椅子式それぞれで浴場及び脱衣所を配置すること。 機械式浴槽に近接して暖房設備を備えること。 カーテンレールはリネン等が室内干しできるように配置すること。 脱衣所には、手洗い、少量の物品が置ける棚を配置すること。</p>	
No.	室名 洗濯室	
11.	室面積	利用用途
	施設運営に必要な面積	利用者のリネンの洗濯
	※既存 10 m ²	利用時間 開館時間
	利用予定人数	主な備品
	・利用者 0 人 ・職員 1 人	洗濯機 2 台、乾燥機 2 台
	配慮すべき事項	
	<p>動 線：外部（バルコニー可）への出入りが直接可能なもの</p> <p>音環境：配慮必要</p> <p>熱環境：配慮必要</p> <p>その他：物干しスペース、乾燥スペースを備えること。 物品を保管できるよう棚を配置すること。</p>	

No.	室名 清掃スタッフルーム	
12.	室面積	利用用途
	施設運営に必要な面積	施設内の清掃を行う事業者のための控室。
	※既存 24.4 m ²	利用時間 9:00~16:30
	利用予定人数	主な備品
	・利用者 0 人 ・職員 0 人	テレビ、棚
	配慮すべき事項	
	<p>動線：利用者等との動線が交差しない位置に配置すること。</p> <p>音環境：配慮必要</p> <p>熱環境：配慮必要</p> <p>その他：</p>	
No.	室名 会議室、相談室	
13.	室面積	利用用途
	約 140.0 m ²	団体活動のほか、施設の運営等に関連する会議を行う。
	大会議室 70.0 m ²	
	小会議室① 30.0 m ²	
	小会議室② 20.0 m ²	
	相談室① 10.0 m ²	
	相談室② 10.0 m ²	
	※既存 143.5 m ²	
	利用予定人数	主な備品
	・利用者 0 人 ・職員 0 人	テレビ、LAN 配線
	配慮すべき事項	
	<p>音環境：配慮必要</p> <p>熱環境：配慮必要</p> <p>その他：0A フロアとすること。</p> <p>大会議室、小会議室①、小会議室②は同じ区画に配置し、可動式の間地切り等で居室が分かれるように計画すること。</p>	

No. 14.	室名 トイレ	
	室面積	利用用途
	施設運営に必要な面積	各階に男女別トイレ1か所以上、及び、みんなのトイレ1か所以上を設けること。 (設備内訳) 男子小便器4台以上 大便器3台以上 女子便器5台以上
配慮すべき事項		
<p>動 線：1階は事務室が近いことが望ましい。</p> <p>音環境：配慮必要</p> <p>熱環境：配慮必要</p> <p>その他：男子用大便器、女子便器の扉はすべて引き戸とする。</p> <p>みんなのトイレについては、車いすで利用が可能なように設備等を配置する。</p> <p>みんなのトイレについては、ストレッチャーが入れる面積を確保し、かつ、床が水洗いできる仕上げ材で施工し、汚物等が流せる口径の排水口を備えること</p>		
No. 15.	室名 エレベータ	
	室面積	利用用途
	-	利用者用エレベータ 職員用エレベータ
配慮すべき事項		
<p>利用者用エレベータはストレッチャーが入れる面積を確保すること。</p> <p>職員用エレベータはキーロックを備えること。</p>		
No. 16.	室名 エントランスホール、倉庫、機械室、電気室等	
	室面積	利用用途
	施設運営に必要な面積	
配慮すべき事項		
<p>施設内に機械室、電気室を設ける必要がある場合に設けること。</p> <p>メンテナンススペースを考慮した広さとし、機器更新時を見据えた平面計画とすること。</p>		

4 備品の検討業務

- 3（12）ii）室別整備水準 表中「主な備品」欄の各備品は一例であり、利用者特性に合わせて必要な備品類について提案すること。ほか、整備対象施設内に必要不可欠な備品の提案を行うこと。
- 工事とは別に備品を発注するにあたり、本提案を参考に選定するものである。
- 整備対象施設の必要諸室が決まった時点で、利用予定人数に見合った必要備品を各室に対応する備品一覧を作成し、本業務の中で提案が必要な備品をの一覧を整理する。
- 備品選定にあたっては、ユニバーサルデザイン等に特に配慮するもの。
- 同等品等の有無の確認を行い、複数社の採用メーカーのカタログ、見積を徴収し、比較表を作成すること。

第4章 設計業務要求水準

1 設計業務の内容

選定事業者は、本仕様書の「整備対象施設等概要」に示す工事に係る設計業務、事前調査、申請業務等を行うこと。また、官公署手続きは、すべて受注者の責任と負担にて行うこと。

2 国庫補助の活用

各省庁（厚生労働省、経済産業省、国土交通省、林野庁、環境省等）が行う補助制度を積極的に活用するものとし、活用できるメニューを提案すること。

3 業務の内容

別紙5「設計業務委託特記仕様書」参照



至 八王子

海老名インター

首都圏中央連絡自動車道

JR相模線

計画地:海老名市社家二丁目3449番地ほか3筆

至 東京

至 名古屋

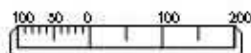
海老名ジャンクション

東名高速道路

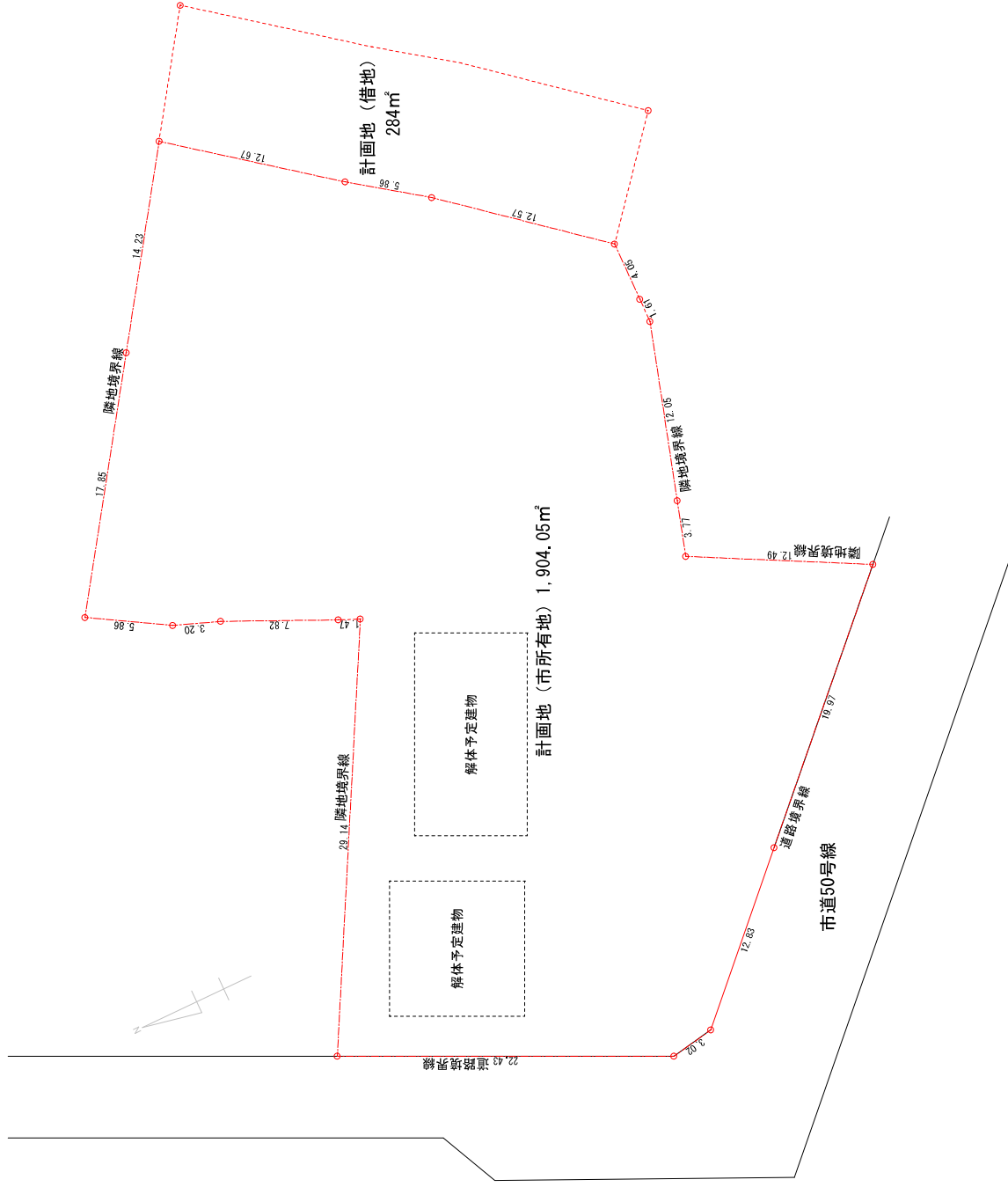
JR社家駅

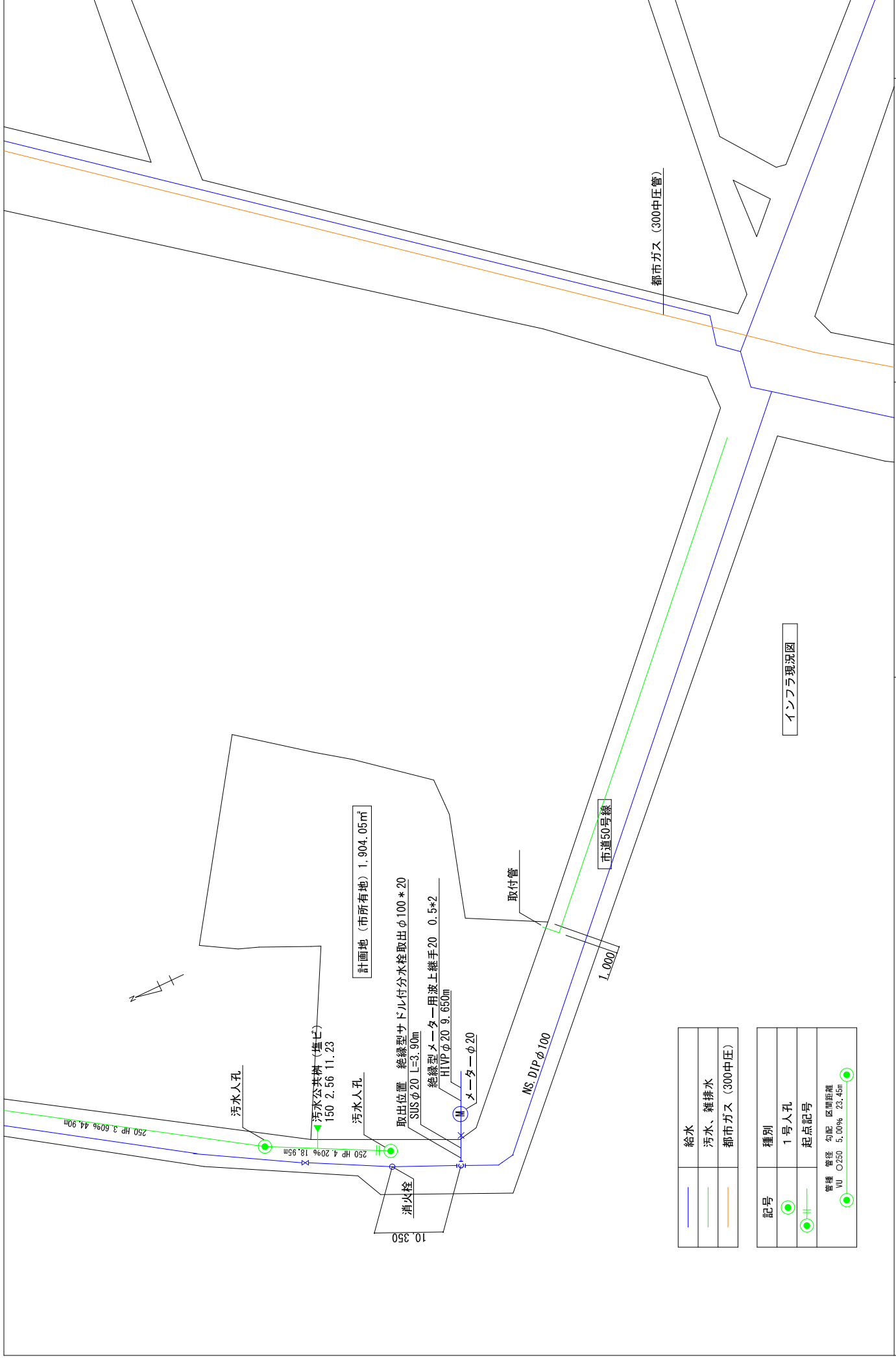
社家小学校

縮尺 1 : 10000



至 茅ヶ崎





計画地 (市所有地) 1,904.05㎡

汚水公共樹 (塩ビ)
150 2.56 11.23

汚水人孔

取出位置 総線型サドル付分水栓取出φ100*20
SUSφ20 L=3.90m

絶縁型メーター用波上継手20 0.5*2
HIVPφ20 9.650m

メーターφ20

取付管

Ms DIPφ100

下水道50号線

都市ガス (300中庄管)

インフラ現況図

給水
汚水、雑排水
都市ガス (300中庄)

記号	種別
●	1号人孔
●	起点記号
●	管径 勾配 区間距離 VU O250 5.00% 23.45m

※この図面は参考図であり、現状とは異なる場合があります。



図面名称 インフラ (ガス・水道) 図
縮尺 S=1:500

工事件名 (仮称) 障がい者ケアセンター建設工事設計業務委託

別紙3

わかば会館平面図

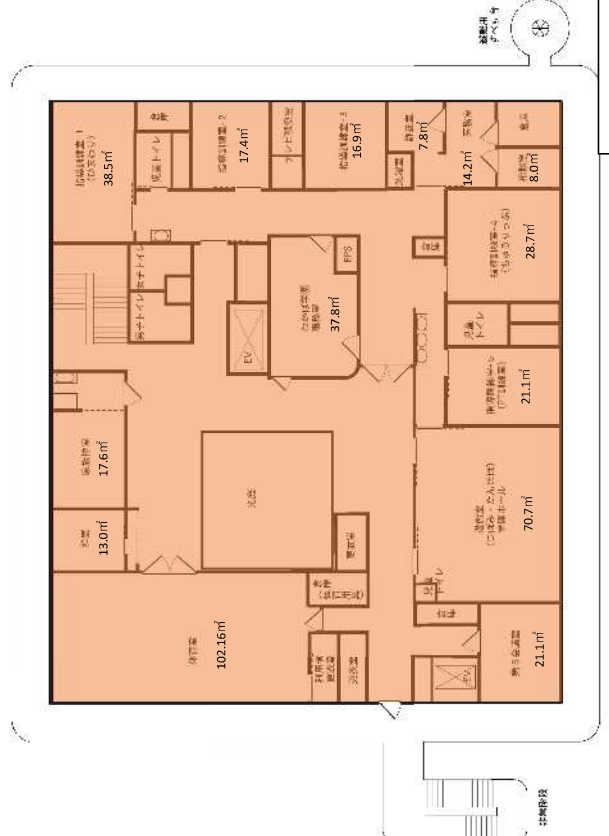
- …貸館
- …わかばケアセンター
- …わかば学園
- …地域活動支援センター
- …相談支援事業所

事業内容	階数	部屋	面積 (㎡)	
貸館	1階	多目的交流室	61.7	
	1階	第1会議室	24.4	
	2階	第2会議室	36.4	
わかばケアセンター	小計		122.5	
	1階	第1ケアルーム	100.8	
	1階	作業室	15.8	
	1階	脱衣室	16.9	
	1階	浴室	17.2	
	1階	特殊浴槽	23.7	
	1階	厨房	36.3	
	2階	第2ケアルーム	67.0	
	2階	重症心身障がい者活動室	103.2	
	2階	リハビリテーションルーム	57.5	
	2階	スヌーズレシウム	16.0	
	小計		454.4	
	地域活動支援センター	2階	結夢活動室	99.9
	小計		99.9	
相談支援事業所	2階	第1相談室	12.8	
	2階	第2相談室	9.8	
	2階	資料室	9.0	
	2階	結夢事務室	15.3	
	2階	ひーなS事務室	26.4	
小計		73.3		
合計		750.1		

2階



3階



1階



(仮称) 障がい者ケアセンター—建設工事設計業務委託

特記仕様書

海老名市

1 特記事項の適用

本設計業務委託特記事項(以下「特記事項」という。)で、印及び印の付いた項目については、印の付いた項目を適用する。また、特記事項に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(国土交通省)」による。

- 1.1 委託件名 (仮称)障がい者ケアセンター建設工事設計業務委託
- 1.2 委託場所 海老名市社家二丁目3449番地ほか3筆
- 1.3 契約期間 契約締結日 ~ 令和6年12月20日
- 1.4 委託業務内容

新改築工事 改修工事 耐震改修工事 設備改修工事

- (1) 業務概要
(仮称)障がい者ケアセンター建設に係る基本・実施設計及び関連する手続き業務等を行うものとする。
- (2) 対象施設の概要
(仮称)障がい者ケアセンター建設工事設計業務委託仕様書による。
- (3) 告示第98号の建築物の類型 (第1類第11号)
- (4) 管理技術者 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条第2項に規定する一級建築士
- (5) 工事予定工期 令和7年4月 ~ 令和8年5月 まで
- 1.5 設計図書の提出期限
- 業務施行計画書 契約後速やかに提出すること
- 基本設計成果品 令和6年7月31日
- 概算工事費 令和6年7月31日
- 実施設計成果品 令和6年12月6日

※ 上記期限までに市監督員の確認を受け修正した資料を提出すること。
また、修正が生じた場合は、契約期間内に速やかに是正し完成すること。
実施設計成果品の提出期限を遵守すること。

2 業務の内容

業務内容は、下表のⅠ～Ⅲに掲げる内容とする。

Ⅰ 基本設計に関する業務

項目	適用	備考
(1) 設計条件等の整理	① 発注者の要求等の確認	<input checked="" type="checkbox"/>
	② 設計条件の変更等の場合の協議	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	<input checked="" type="checkbox"/>
	② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	<input checked="" type="checkbox"/>
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	<input checked="" type="checkbox"/>	
(4) 基本設計方針の策定	① 総合検討	<input checked="" type="checkbox"/>
	② 基本設計方針の策定と監督員への説明	<input checked="" type="checkbox"/>
(5) 基本設計図書の作成	<input checked="" type="checkbox"/>	
(6) 概算工事費の検討	<input checked="" type="checkbox"/>	
(7) 基本設計内容の監督員への説明等	<input type="checkbox"/>	

II 実施設計に関する業務

項目		適用	備考
(1)	要求等の確認	① 発注者の要求等の確認	■
		② 設計条件の変更等の場合の協議	■
(2)	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合わせ	① 法令上の諸条件の調査	■
		② 建築確認申請に係る関係機関との打合わせ	■
(3)	実施設計方針の策定	① 総合検討	■
		② 実施設計のための基本事項の確定	■
		③ 実施設計方針の策定と監督員への説明	■
(4)	実施設計図書の作成	① 実施設計図書の作成	■
		② 建築確認申請図書の作成	■
(5)	概算工事費の検討	□	
(6)	実施設計内容の監督員への説明等	□	

※設計意図伝達業務は本業務に含まない。

III その他業務に関する事項

項目		適用	備考
(1)	積算業務	拾い書、代価、見積等の積算根拠資料並びにRIBC入力データ	■
(2)	確認申請業務等		■ 法令上の諸条件調査及び関係機関との協議、申請手続き
(3)	建築物温暖化対策計画書の作成及び届出業務(CASBEE かながわ)	床面積2000㎡以上となる場合	■ 法令上の諸条件調査及び関係機関との協議、申請手続き
(4)	開発行為の許可	借地部分の都計法32条同意は発注者による	■ 法令上の諸条件調査及び関係機関との協議、申請手続き
(5)	海老名市住みよいまちづくり条例	近隣説明等の資料作成、印刷等は受注者負担とし、説明会等に出席すること。	■ 法令上の諸条件調査及び関係機関との協議、申請手続き
(6)	海老名市景観条例	色彩計画のコンセプトとともに、着色図を複数案提出のこと	■ 法令上の諸条件調査及び関係機関との協議、申請手続き
(7)	建築物省エネ法に基づく計算書作成及び届出業務		■ 法令上の諸条件調査及び関係機関との協議、申請手続き
(8)	みんなのバリアフリー街づくり条例		■ 法令上の諸条件調査及び関係機関との協議、申請手続き
(9)	透視図作成	A3版、外観3枚、内観5枚程度 ※枚数、サイズ等は協議による	■

3 適用基準等

受託者は、次に示す基準等に基づき設計業務を実施するものとし、これ以外の基準等を適用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

建築工事設計図書作成基準

公共建築工事標準仕様書(建築工事編/電気設備工事編/機械設備工事編)

公共建築改修工事標準仕様書(同上)

建築工事標準詳細図

電気設備工事標準図/機械設備工事標準図

建築設備工事設計基準・要領

建築・電気設備・機械設備工事監理指針

建築改修工事監理指針

公共建築数量積算基準

公共建築設備数量算出基準

公共建築工事積算基準

公共建築工事標準単価積算基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

消防法

食品衛生法 ほか関係法令

4 特記事項

- (1) 業務の円滑な推進を前提に、常に密接な連絡を取り、定められた期間内に業務を完了すること。
- (2) 設計全体工程表(各申請業務含む)を提出し工程管理を行うこと。
- (3) 設計期間中の設計図書内容の見直し・修正等については、業務内の範囲とする。
- (4) 業務の遂行上必要な資料で、市側が所有するものは原則貸与し、業務完了時に返却すること。
- (5) 業務の遂行上知り得た情報については、守秘義務を厳守することは基より、公共事業という認識と責務を果たすこと。
- (6) 事業所管課との調整は、原則として市監督員が行うものとし、必要に応じて市監督員の要請により受託者も同席するものとする。
- (7) その他詳細及び疑義が生じた場合は協議による。
- (8) 各成果図書及び書類については、事前に市監督員の承諾を受けること。
- (9) 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与または使用してはならない。(入札用設計図面には、受注者名を記載しないこと。)
- (10) 第1回打ち合わせ時に業務施行計画書(実施方針、業務工程表を含む)を提出すること。また、業務の一部で他社の協力を受ける場合には、業務委託協会承諾願を提出し、承諾を得ること。
- (11) 配置、平面図及び立面図等の計画プラン、設備計画について、複数案提示のうえ比較検討資料を作成すること。修正の要求があった場合は、速やかに修正検討を行うこと。
- (12) 整備対象施設に必要な備品、特浴設備及び厨房設備等の選定を行うこと。
- (13) 仮設計画、揚重計画等については、整備対象施設と同等規模、構造の施設の施工実績のある施工会社にヒアリングを行うなど、現実的なものとする。
- (14) 海老名環境マネジメントシステムに伴い、環境配慮マニュアルに基づき別紙の項目で対象となる事項について環境配慮を行うこと。
- (15) 本市で策定している海老名市設備機器等導入指針及び同マニュアルに基づき、設備機器等の検討を行い、選定をすること。

- (16) 設計内容をふまえ、整備対象施設の改修(外装改修、設備改修、大規模改修、機器更新時期等)の想定耐用年数までの改修スケジュール、改修コスト及び保全費用を記載した施設年表を作成すること。
- (17) 本設計の実施にあたり建築基準法、消防法、その他各関係法令・規則等を確実に遵守すること。
- (18) 概略工事工程表の検討・作成をすること。なお、工程表には仮設物の存置期間等を記載すること。
- (19) 官公署手続きは、全て業者の責任と負担に於いて行うこと。
- (20) 各成果図書及び書類については、事前に市監督員の承諾を受けること。
- (21) 地質調査委託については別契約にて行う予定である。調査位置・箇所数について、本受注者にて決定すること。
- (22) 概算工事費提出以降も適宜コスト管理を行い、予定総工事費を上回ることが想定される際は、市担当者に速やかに報告し、併せてコスト削減手法を検討すること。
- (23) 建設工事費以外で生じる費用(ガス管敷設工事、高圧線引込、電柱新設、水道引込手数料等)についても、関係各所と調整の上、費用算出を行うこと。
- (24) 積算は海老名市公共建築工事積算要領に則ったものとする。
- (25) 工事費内訳書は「公共建築工事内訳書標準書式」にて作成すること。
- (26) 見積りや刊行物を使用する際は、「営繕積算システムRIBC2」の見積比較表にてまとめ、見積もりは3社以上から徴取し、事前に見積項目、見積条件、見積先等を市担当者と協議の上行うものとする。

5 成果物等及び提出部数

設計業務の成果物等及び提出部数は別表1による。

基本設計における成果物は別表2に示す。

別表1

設計成果物納品リスト

No.	成果図書	区分	部数	備考	適用	紙	電子データ
1	業務施行計画書	基本	1部	設計方針、業務工程表、業務施行体制表	■	■	□
2	設計根拠資料	基本	1部	現地調査書、材料・工法等比較検討書等	■	■	■
3	概算工事費	基本	1部	単価根拠含む	■	■	■
4	工事費内訳書	実施	1式	PDF、RIBC2 発注種別ごと	■	□	■
5	入札用設計図書	実施	1式	PDF 入札図面、単価抜き内訳 ※発注種別ごと	■	□	■
6	縮小版観音綴	実施	2部	全ての設計図面一式(A3判) 発注種別ごとに2部	■	■	□
7	原図	実施	1式	JWW及びPDF(A1またはA3)	■	□	■
8	設計図書	実施	1式	数量拾い書・見積比較書・代価等一式等	■	■	■
9	官公署手続資料	実施	1式	確認申請図書(金文字、黒表紙) 控えをファイリング	■	■	□
10	パース		1式	※枚数、サイズ等は協議による	■	□	■
11	打合せ資料		1式		■	■	■
12	議事録		1式	その都度及び終了時に一式ファイリング	■	■	■

※ 成果図書の一覧表の内容については、市担当者及び委託業者との協議により変更できるものとする。

※ 成果図書における使用品(ファイル等)については、再資源化の可能なものを使用すること。

※ 電子データの提出は、CD-Rにてウイルスチェックし提出すること。

「基本設計書」

□作成基準

基本設計書は「基本設計書(概要版)」、「根拠資料」、「その他資料」で構成される。

- (1) 概要版は、基本設計で決定した事項を各図面で簡潔に分かりやすく示すこと。
また、各図面の最初にコンセプト等から導き出された設計の考え方を明示した後に、図面等を用いて詳細な説明を行う構成とすること。
- (2) 基本方針では、設計と条件等の諸条件に対して、受注者が提案する本設計のコンセプトを具体的に定めること。
- (3) 根拠資料は、プラン・工法・材料等を決定した過程・根拠が客観的に示せる形で作成すること。
【構成例】複数案の提示、複数案の比較検討(原則○△×で採点し、イニシャル・ランニング)
※比較による検討がそぐわない事項は決定するに至った考え方を示すこと。
- (4) その他資料は、諸条件から決定され、単独での比較検討を必要としないものが該当する。


別表2

区分	種類	図面・資料	適用	記載内容・検討事項
基本設計書(建築・総合)	概要版	表紙	■	
		目次	■	
		事業概要書	■	本市が示す事業の目的、考え方
		基本方針・計画概要書	■	設計コンセプトの明示 敷地概要(所在地、面積、用途地域等) 建物概要(建築面積、延床面積、構造、階数等)
		配置図	■	建物配置、外部空間、動線(車両、隊員、来署者等)計画等
		平面図	■	各階の空間構成、各室の特徴等
		立面図	■	外壁色、外装材、意匠、周辺環境との調和等
		断面図	■	高さ情報からみた空間構成、各室の特徴等
		仕上表	■	主たる部分の仕上げ一覧、建具種類
		外構図	■	緑地、雨水処理、駐車場等、情報量により配置図と兼用可
		防災計画図	■	地震・水害等への対応、インフラの確保等
		省エネルギー・環境配慮図	■	高耐久・長寿命、空調負荷の低減、自然エネルギー利用 緑化、騒音・振動対策
		透視図	■	
	根拠資料	表紙	■	
		目次	■	
		配置計画書	■	ゾーニング等にて比較検討を行う
		平面計画書	■	ゾーニング等にて比較検討を行う
		立面計画書	■	建物形状、建具形状、庇、付帯物等で平面プランからの立ち上がりによらずに設計されている部分の決定方法
		断面計画書	■	階高、天井高の決定方法、設備配管の余裕寸法 配線ルート等
		仕上げ計画書	■	工事費や維持管理への影響が高く、材に選択の余地があるもので比較検討を行う 比較表は仕上げ計画に統合せず、各計画ごとにまとめることも可
		色彩計画書	■	施設特性、内外装の調和、周辺環境等の考慮し、仕上げ材や照明色等のカラープランを複数提案を行う
		省エネルギー・環境配慮計画書	■	外皮能力、自然エネルギー利用の比較検討を行う 騒音・振動・臭気対策等の決定方法
		防災計画書	■	防災能力の決定方法
		防犯計画書	■	困障、入退場管理等の決定方法
		バリアフリー計画図	■	方針及びイメージの図示
		サイン計画図	■	方針及びイメージの図示
		構造計画書	■	計画概要 建物工法、地盤工法、架構等の比較検討を行う ピット範囲及び配管ルートの明示

区分	種類	図面・資料	適用	記載内容・検討事項
基本設計書（建築・総合）	その他資料	表紙	■	根拠資料と統合する
		目次	■	根拠資料と統合する
		現況調査書・写真	■	
		インフラ現況図	■	現地調査、図面調査結果等
		設計と条件の整理	■	設計条件、基準、法令、許認可等（関連基準等をリスト化し該当箇所と対応方法について明記や図示する）
		敷地求積図・面積表	■	
		日影図	□	
		仮設計画図	■	
		工事工程表	■	
		施工計画書	■	工事の過程に施工者の選択によらない手順が発生する場合は明示
		概算工事費内訳書	■	科目ごとに金額を算出 単価根拠・引用元の明示
		工事単価検討表	■	同用途施設の建設㎡単価・構造躯体材使用量等を比べて本設計の工事金額が妥当であるかの確認を行う また、市場の価格との差が大きい場合は事由を明示 ※工事の時期を見据え、直近の市場価格の動向を考慮したものとする
		造成計画	■	土地利用計画、切盛土の範囲、擁壁の位置・構造について検討し関係図面、資料等を作成する

区分	種類	図面・資料	適用	記載内容・検討事項
基本設計書（電気設備）	概要版	表紙	■	概要版（建築・総合）と統合する
		目次	■	概要版（建築・総合）と統合する
		基本方針、計画概要書	■	設計コンセプトの提示 基本方針を基に以下の項目の概要・仕様等を記載 ※原則としてA3用紙1枚にまとめること
		電力引込設備計画	■	計画概要書記載項目
		受変電設備計画	■	同上
		発電設備計画	■	同上
		電灯・コンセント設備計画	■	同上
		構内情報通信網設備計画	■	同上
		構内交換設備計画	■	同上
		情報表示設備計画	■	同上
		時計表示設備計画	■	同上
		映像・音響設備計画	■	同上
		拡声設備計画	■	同上
		誘導支援設備計画	■	同上
		テレビ共同受信設備計画	■	同上
		監視カメラ設備計画	■	同上
		防犯・入退室管理設備計画	■	同上
		火災報知設備計画	■	同上
		中央監視制御設備計画	■	同上
		省エネルギー・環境配慮計画書	■	同上
	根拠資料	表紙	■	
		目次	■	
		電力引込設備計画	■	高圧・低圧、架空・地中埋設の決定方法
		受変電設備計画	■	設置場所の比較検討を行う 仕様の決定方法
		発電設備計画	■	採用する発電設備の比較検討を行う 設置場所、発電機回路、燃料種類、燃料備蓄容量等の 決定方法
		災害時発電設備計画	■	災害（地震、浸水被害等）時に施設の維持管理及び業務継続を可能とするための採用する発電設備の比較検討を行う 設置場所、発電機回路、燃料種類、燃料備蓄容量等の 決定方法
		構内情報通信網設備計画	■	必要箇所への割り当て、市と施工者の工事区分の明示 決定事項を諸元表へ反映
		構内交換設備計画	■	必要箇所への割り当て 決定事項を諸元表へ反映
		情報表示設備計画	■	同上
		時計表示設備計画	■	同上
		映像・音響設備計画	■	同上
		拡声設備計画	■	同上
		誘導支援設備計画	■	同上
		テレビ共同受信設備計画	■	同上
		監視カメラ設備計画	■	必要箇所への割り当て、システム構成・仕様の決定方法 設置場所を諸元表へ反映
		防犯・入退室管理設備計画	■	同上
		火災報知設備計画	■	必要設備の明示、システム構成・仕様の決定方法
		中央監視制御設備計画	■	監視範囲、制御機能、データ管理機能の明示 システム構成・仕様の決定方法
		省エネルギー・環境配慮計画書	■	本計画書に統合せず、各計画書ごとにまとめることも可
		資料 その他	表紙	■
	目次		■	根拠資料と統合する
諸元表	■		各所室の仕様明示	
主要配管ルート図	■		各階平面図にメイン配管ルートの明示	

区分	種類	図面・資料	適用	記載内容・検討事項
基本設計書（機械設備）	概要版	表紙	■	概要版(建築・総合)と統合する
		目次	■	概要版(建築・総合)と統合する
		基本方針、計画概要書	■	設計コンセプトの提示 基本方針を基に以下の項目の概要・仕様等を記載 ※原則としてA3用紙1枚にまとめること
		設計条件	■	計画概要書記載項目
		空調設備計画	■	同上
		換気設備計画	■	同上
		自動制御設備計画	■	同上
		衛生機器設備計画	■	同上
		給水設備計画	■	同上
		排水設備計画	■	同上
		給湯設備計画	■	同上
		消火設備計画	■	同上
		ガス設備計画	■	同上
		雨水利用設備計画	■	同上
	根拠資料	表紙	■	
		目次	■	
		設計条件	■	温湿度条件、耐震性能、許容騒音レベル
		空調設備計画書	■	熱源、空調方式、形状の比較検討を行う ゾーニング、制御方法、室外機設置場所、制御方法、使用材等の決定方法
		換気設備計画書	■	換気方式、機器仕様、ダクト仕様、許容騒音レベル、制御方法、使用材等の決定方法
		自動制御設備計画書	■	集中管理対象機器、対象エリアの決定方法
		衛生機器設備計画書	■	便器・手洗い等の洗浄方式、形状の比較検討を行う 選定器具イメージの図示及び各器具の決定方法 (利用者の使い勝手部分の仕様について特に明示すること)
		給水設備計画書	■	給水方式の比較検討を行う 引込口径、使用水量の算出、使用材の決定方法
		排水設備計画書	■	排水方式、雨水処理、使用材の決定方法(平常時及び浸水被害時等)
		給湯設備計画書	■	給湯方式の比較検討を行う 給湯箇所、使用材の決定方法
		消火設備計画書	■	必要設備、仕様・使用材の決定方法
		ガス設備計画書	■	ガス方式の比較検討を行う 供給箇所、仕様・使用材の決定方法
		雨水利用設備計画書	■	必要設備、仕様の決定方法
		省エネルギー・環境配慮計画書	■	本計画書に統合せず、各計画書ごとにまとめることも可
	その他資料	表紙	■	根拠資料と統合する
		目次	■	根拠資料と統合する
		諸元表	■	各所室の給水、給湯、排水、空調、換気の有無・仕様の明示
		概算容量表	■	選定機器の負荷、能力の明示
		空調・換気設備プロット、ゾーニング	■	各階平面図
主要配管ルート図		■	各階平面図に給排水、ガス等のメイン管ルートの明示	

 契約事業に関する環境要素

海老名市の契約事業における環境要素は以下の環境要素一覧表のとおりである。これらの環境要素は、生活環境並びに地球環境の保全及び向上を図るためにかかすことのできないものである。

環境要素一覧表

大分類	中分類	小分類
1 地域の自然環境・景観	(1)緑	①自然林、草原など面的な広がりを持つ緑 ②堤防、土手、法面、並木などの樹林帯又は草原など線的な連続性を持つ緑
	(2)水辺	河川や水路などとその堤敷及びそれに依拠する生態系
	(3)動植物	現にその土地に生息するか、又は最近まで生息していた動植物
2 地球環境	(1)資源	①石油類・金属等の鉱物資源 ②木材等の森林資源
	(2)大気	①自動車の排気ガス、ごみ焼却施設からのダイオキシン等による汚染を考慮すべき地域的な大気環境 ②公園、屋外体育施設などの砂塵による迷惑を考慮すべき局地的な大気環境 ③フロンガス、二酸化炭素等の放出による影響を考慮すべき地球規模の大気環境
	(3)水質	①公園、屋外体育施設、駐車場などの施設からの排水の影響を受ける水系 ②土地の改変等による濁水等の影響を受ける水系 ③契約業務実施により影響を受ける地下水
	(4)土壌	畑、水田、砂利道等のほか舗装されていない剥き出しの地面
	(5)建設副産物	①一般廃棄物 ②産業廃棄物 ③リサイクルできる排出物
	3 生活環境	(1)騒音
(2)振動		①業務実施に伴う作業機械の稼動による振動 ②業務実施に伴う車両走行による振動 ③施設の空調機等電気・機械設備の振動
(3)悪臭		施設等から排出される廃棄物等の悪臭
(4)人の健康		①公園、競技場等屋外体育施設での健康増進、体力の向上 ②薬剤等の使用による人への影響 ③事業活動によって生じる人への影響
(5)地域生活環境		①公園、競技場等屋外体育施設又は他の施設等の夜間照明により影響を受ける周辺住民の生活環境

□ 「計画・実施」時に配慮する事項

8. 工事設計業務委託

作業	配慮事項	環境要素
1	作成する設計書は、可能な限り再生紙の利用に努める。	3-(1)-①② 3-(2)-①②
2	成果品等の作成は両面印刷等で行い、部数の削減及び紙の使用量の削減に努める。	1-(1)-① 2-(1)-②
3	現地調査にあたっては、作業効率を十分検討しCO ₂ の削減等に向けて車両の使用回数を控えるように検討する。	2-(1)-① 2-(2)-① 3-(1)-② 3-(2)-②
4	業務実施時に電力を使用する際は、節電に努める。	2-(1)-① 2-(2)-③